

## 議案第62号

取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年11月30日提出

取手市長 藤井信吾

### 提案理由

子ども・子育て支援法の改正により条項の移動が生じたことに伴い、同法を引用する規定について所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)から(22)まで (略) (23) 特定地域型保育事業 法第43条第<u>2</u>項に規定する特定地域型保育事業をいう。 (24)から(29)まで (略)</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)から(22)まで (略) (23) 特定地域型保育事業 法第43条第<u>3</u>項に規定する特定地域型保育事業をいう。 (24)から(29)まで (略)</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。